

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 大東中央調節池外流域調節池遠方監視システム機能増設工事

本工事は、寝屋川水系改修工営所管内の流域調節池を遠方監視しているシステムの更新に伴い、大東中央調節池及び八戸の里公園（小阪）調節池に設置する遠方監視システム向けの監視信号取り出しを行う機能増設工事である。

大東中央調節池及び八戸の里公園（小阪）調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するために設置されている防災施設である。流域調節池遠方監視システムは、これら流域調節池の状態を遠隔監視する重要なシステムであり、現在別途発注の工事にて更新・機能向上を行っている。

本工事はこれに合わせて既設電気設備より信号の取り出しを行うものである。当該設備は、安川電機株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見や高度な診断能力、不具合に対する処置能力が必要であるため、他社では施工できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った安川電機株式会社の公共事業部門を事業継承した安川オートメーション・ドライブ株式会社以外にはないため、同社大阪支店より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。